

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正の概要

平成15年6月18日交付
平成15年12月1日施行

改正の背景

廃棄物の排出量が高水準で推移していることに加え、青森・岩手県境不法投棄事件のような不適正処理事例が依然として問題となっており、更なる不適正処理への対応が必要となるとともに、効率的な廃棄物処理を確保するための制度の合理化を講ずる。

1. 不法投棄の未然防止等の措置

- (1) **都道府県等の調査権限の拡充** - - - - - **資料1**
廃棄物であることの疑いがある物の処理について、地方公共団体の長は、報告徴収（第18条）又は立入検査（第19条）ができることとする。
- (2) **国の関与の強化** - - - - - **資料1**
産業廃棄物に関し、緊急時には、環境大臣が報告徴収及び立入検査を行えることとする。（第24条の3）
- (3) **不法投棄等に係る罰則の強化** - - - - - **資料2**
不法投棄等の未遂罪の創設【平成15年7月8日施行】
不法投棄（第25条第2項）又は不法焼却（第26条第2項）の未遂行為を罰することとする。
一般廃棄物の不法投棄に係る罰則の強化（第32条）【平成15年7月8日施行】
法人が一般廃棄物の不法投棄に関与した場合に対する罰則を、産業廃棄物に係る罰則と同様、1億円以下の罰金に引き上げることとする。（未遂行為も含む）
- (4) **悪質な処理業者への対応のさらなる厳格化等** - - - - - **資料3**
特に悪質な業者の許可の取消しの義務化【法律の施行前の事項にも適用する】
特に悪質な業者（欠格要件等に該当することとなった廃棄物処理業者等）について、許可権者は、必ず許可を取り消さなければならないこととする。
（第7条の4、第9条の2の2、第14条の3の2（第14条の6準用含む）、第15条の3）

廃棄物処理業の許可に係る欠格要件の追加 - - - - - **資料4**
廃棄物処理業の許可に係る欠格要件として、許可取消処分に係る聴聞通知のあった日から当該処分がなされる日までに廃業の届出をした者（いわゆる「許可の取消し逃れをした者」）で、当該届出のあった日から5年を経過しないこと等を追加することとする。（第7条第5項第4号ホ及びヘ、第8条の2第1項第4号、第14条第5項第2号イ）

都道府県等による適切な更新手続の確保 - - - - - **資料5**
廃棄物処理業の許可の更新の申請がなされた場合において、従前の許可の有効期間の満了の日までに更新申請に対する処分がなされないときは、従前の許可の有効期間の満了後も、当該更新申請に対する処分がなされるまでの間、従前の許可は効力を有することとする。（第7条第3項、第4項、第8項及び第9項、第14条第3項、第4項、第8項及び第9項、第14条の4第3項、第4項、第8項及び第9項）
- (5) **事業者が一般廃棄物の処理を委託する場合の基準等の創設** - - - - - **資料5**
事業者が一般廃棄物の処理を委託する場合の基準（第6条の2第6項、第7項）を定める【省令規定未施行】とともに、措置命令の対象者として、基準に違反した委託事業者を加えることとする。（第19条の4）

2 . リサイクルの促進等の措置

- (1) 広域的なリサイクル等の推進のための環境大臣の認定による特例 - - - 資料 6
広域的なリサイクル等を推進するため、環境大臣が認定した者は、廃棄物処理業の許可を要しないこととする等の特例制度を整備することとする。(第 9 条 9 , 第 1 5 条の 4 の 3)【省令規定未施行】
- (2) 同様の性状を有する廃棄物の処理施設の設置許可の合理化 - - - - - 資料 7
同様の性状を有する一般廃棄物(省令規定)を産業廃棄物と同様の方法で処理する産業廃棄物処理施設については、届出により、一般廃棄物処理施設の設置許可を不要とすることとする。(第 1 5 条の 2 の 4)【省令規定未施行】
- (3) 課題に的確に対応した廃棄物処理施設整備計画の策定(第 5 条の 3 , 第 5 条の 4)
環境大臣は、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施に資するため、5 年ごとに、廃棄物処理施設整備事業の実施の目標等を定めた廃棄物処理施設整備計画を作成する。

廃棄物処理施設整備事業(令第 2 条の 5)【平成 1 5 年 6 月 1 8 日施行】

- 1 . 地方公共団体が行う廃棄物処理施設の整備に関する事業
- 2 . 廃棄物処理センターが行う廃棄物処理施設の整備に関する事業
- 3 . 広域臨海環境整備センターが行う廃棄物処理施設の整備に関する事業
- 4 . 日本環境安全事業(株)が行う PCB 廃棄物処理施設の整備に関する事業
- 5 . PFI 選定事業者による廃棄物処理施設の整備に関する事業
- 6 . 各号に附帯する事業で一体となってその効果を増大させるもの

不法投棄の未然防止等の措置

資料 1

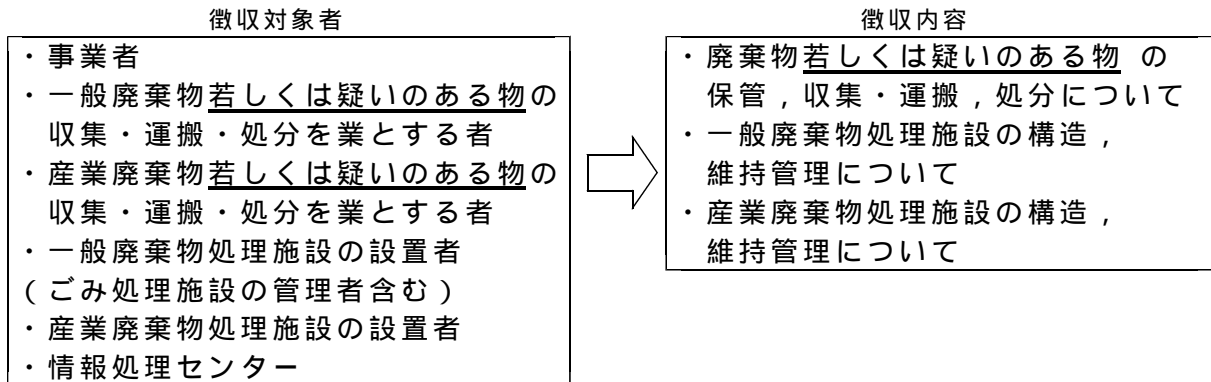
(1) 都道府県等の調査権限の拡充(法第18条, 第19条)

(2) 緊急時の国の調査権限の創設(産業廃棄物に関し, 報告徴収・立入検査)

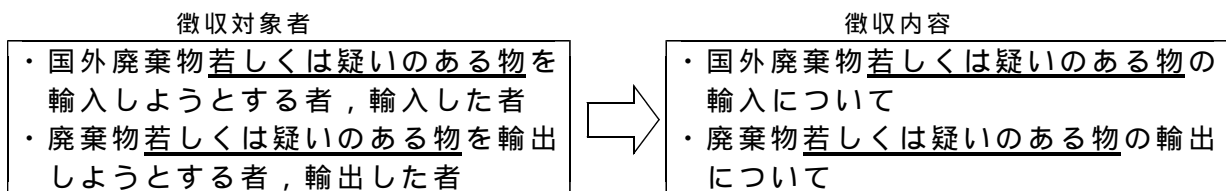
法第24条の3

報告の徴収(第18条)

都道府県知事(市長), 市町村長, 環境大臣(産廃)による徴収

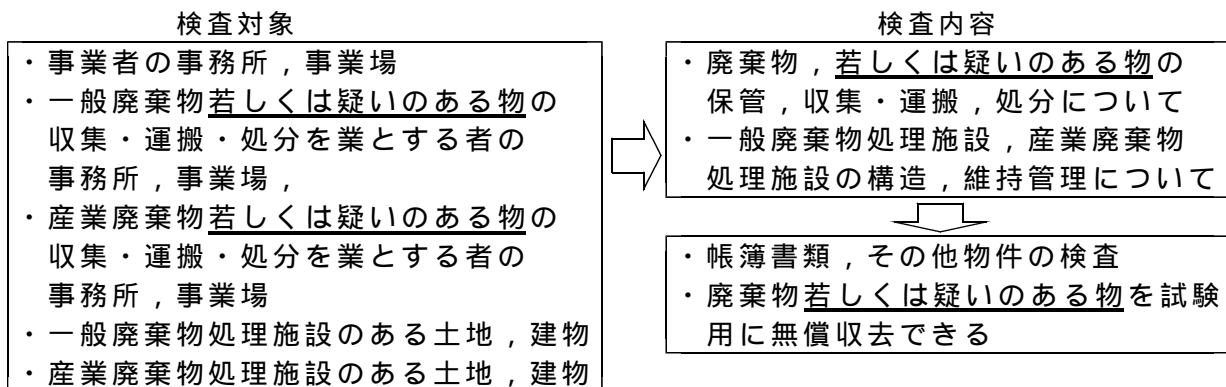


環境大臣による徴収

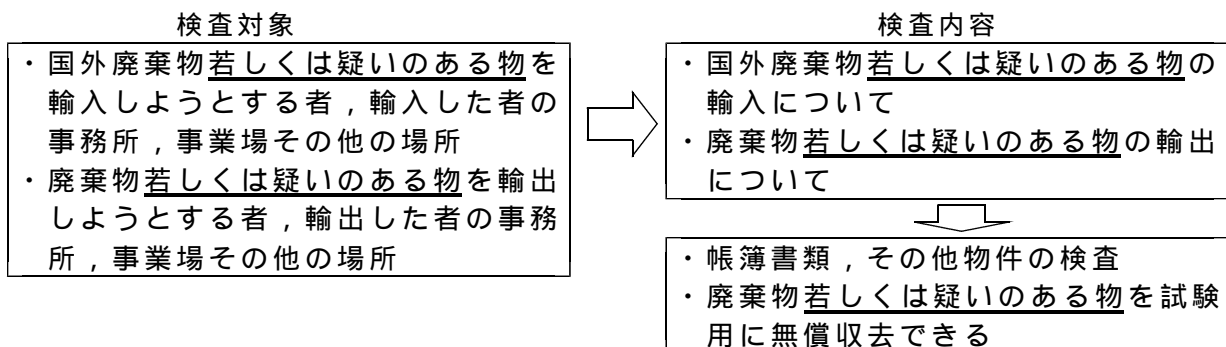


立入検査(第19条)

都道府県知事(市長), 市町村長, 環境大臣(産廃)による検査



環境大臣による検査



(3) 不法投棄等に係る罰則の強化

不法投棄（法第 25 条第 2 項）、不法焼却（法第 26 条第 2 項）未遂罪の創設
一般廃棄物の不法投棄に係る罰則の強化（法第 32 条）

不法投棄（法第 16 条）

何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない



罰 則 第 25 条（法人第 32 条）		
	現 行	改正後
産 業 廃 棄 物	5 年以下の懲役又は 1 千万円(産業廃棄物の 場合に限り法人は1億 円)以下の罰金（併科）	5 年以下の懲役又は 1 千万(法人は1億円) 以下の罰金（併科）
一 般 廃 棄 物		<u>不法投棄未遂も罰する</u>

法第 25 条第 2 項

（廃棄物を捨てた者）の罪の未遂は罰する【平成 15 年 7 月 8 日施行】

不法焼却の禁止（法第 16 条の 2）

何人も規定によらず廃棄物を焼却してはならない



罰 則 第 26 条		
	現 行	改正後
	3 年以下の懲役又は 3 百万 円以下の罰金（併科）	3 年以下の懲役又は 3 百 万円以下の罰金（併科）
		<u>不法焼却未遂も罰する</u>

法第 26 条第 2 項

（焼却禁止規定に違反して廃棄物を焼却した者）の罪の未遂は罰する

【平成 15 年 7 月 8 日施行】

規 定

- 1 廃棄物処理基準に従って行う場合
- 2 他法令又はこれに基づく処分により行う場合
- 3 公益上、社会慣習上やむを得ない焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である焼却として政令（令第 14 条）で定める場合

令第 14 条

国，地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却

例）河川管理者による河川管理を行うための伐採した草木等の焼却，海岸管理者による海岸の管理を行うための漂着物等の焼却など。（衛環第 78 号 H.12.9.28 以下同じ）

震災，風水害，火災，凍霜等の災害の予防，応急対策，復旧のために必要な焼却

例）凍霜害防止のための稲わらの焼却，災害時における木くず等の焼却，道路管理のために剪定した枝条等の焼却などが考えられる。なお，凍霜害防止のためであっても，生活環境の保全上著しい支障を生ずる廃タイヤの焼却は，これに含まれるものではない。

風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却

例）どんと焼き等の地域の行事における不要となった門松，しめ縄等の焼却等。

農業，林業，漁業を行うためにやむを得ないものとして行われる焼却

例）農業者が行う稲わら等の焼却，林業者が行う伐採した枝条等の焼却，漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却などが考えられる。なお，生活環境の保全上著しい支障を生ずる廃ビニールの焼却はこれに含まれるものではない。

たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの

例）キャンプファイヤーなどを行う際の木くず等の焼却。

(4) 悪質な処理業者への対応のさらなる厳格化等

特に悪質な業者の許可の取消しの義務化

許可の取消（一般廃棄物処理業者）（法第7条の4）

第1項【法律の施行前に生じた事項にも適用する。】

市町村長は一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときはその許可を取り消さなければならない

- 1 欠格要件のいずれかに該当するに至ったとき。
- 2 第7条の3第1号（違反行為をしたとき，又は他人に対して違反行為をすることを要求，依頼，唆し，違反行為をすることを助けたとき。）に該当し情状が特に重いとき，
又は事業停止命令に違反したとき

「違反行為」この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為

第2項

市町村長は一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が
 （第7条の3第2号）
 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第7条第5項第3号（規則第2条の2）
 又は第10項第3号（規則第2条の4）に規定する基準に適合しなくなったとき
 （第7条の3第3号）
 第7条第11項の規定により当該許可に付した生活環境保全上必要な条件に違反したとき
 のいずれかに該当するときは，その許可を取り消すことができる。

許可の取消（一般廃棄物処理施設）（法第9条の2の2）

第1項【法律の施行前に生じた事項にも適用する。】

都道府県知事（市長）は，次の各号のいずれかに該当するときは，当該一般廃棄物処理施設に係る許可を取り消さなければならない。

- 1 許可を受けた者が欠格要件のいずれかに該当するに至ったとき。
- 2 都道府県知事（市長）は第9条の2第3号
 （違反行為をしたとき，他人に対して違反行為をすることを要求，依頼，唆し，違反行為をすることを助けたとき。）に該当し情状が特に重いとき，
 又は改善命令に違反したとき。

第2項

都道府県知事（市長）は，
 第9条の2第1項第1号
 ・構造又は維持管理が技術上の基準（規則第4条）に適合しないと認めるとき，
 又は，設置に関する計画，維持管理計画に適合しないと認めるとき
 第9条の2第1項第2号
 ・設置者の能力の基準（規則第4条の2の2）に適合しないと認めるとき
 第9条の2第1項第4号
 ・第8条の2第4項の規定により当該許可に付した生活環境の保全上必要な
 条件に違反したとき。
 のいずれかに該当するときは，施設許可を取り消すことができる。

許可の取消（産業廃棄物処理業者）（法第14条の3の2）

第1項【法律の施行前に生じた事項にも適用する。】

都道府県知事（市長）は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

- 1 欠格要件のいずれかに該当するに至ったとき。
- 2 第14条の3第1号（違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為を要求、依頼、唆し、違反行為をすることを助けたとき。）に該当し情状が特に重いとき、又は事業停止命令に違反したとき。

第2項

都道府県知事（市長）は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が

第14条の3第2号

- ・ 産業廃棄物収集運搬業の許可の基準（規則第10条）に適合しなくなったとき
- ・ 産業廃棄物処分業の許可の基準（規則第10条の5）に適合しなくなったとき

第14条の3第3号

- ・ 第14条第11項の規定により当該許可に付した生活環境の保全上必要な条件に違反したとき。

のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

特別管理廃棄物処理業者（準用規定第14条の6）は同様

【法律の施行前に生じた事項にも適用する。】

許可の取消（産業廃棄物処理施設）（法第15条の3）

第1項【法律の施行前に生じた事項にも適用する。】

都道府県知事（市長）は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該産業廃棄物処理施設に係る許可を取り消さなければならない。

- 1 産業廃棄物処理施設の設置者が、欠格要件のいずれかに該当するに至ったとき。
- 2 第15条の2の6第3号（設置者が違反行為をしたとき、他人に違反行為を要求、依頼、唆し、違反行為をすることを助けたとき。）に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による改善命令に違反したとき。

第2項

都道府県知事（市長）は、

・ 第15条の2の6第1号（産業廃棄物処理施設の構造・維持管理、技術上の基準（規則第12条、第12条の2）又は

・ 設置に関する計画・維持管理に関する計画に適合していないと認めるとき。

・ 第15条の2の6第2号（設置者の能力（規則第12条の2の3）が基準に適合していないと認めるとき。）

・ 第15条の2の6第4号（第15条の2第4項の規定により当該許可に付した生活環境の保全上必要な条件に違反したとき。

のいずれかに該当するときは、施設許可を取り消すことができる。

廃棄物処理業等の許可の取消しに関する経過措置（附則第2条）

この法律の改正後の廃棄物処理法（以下「新法」という。）第7条の4第1項、第9条の2の2第1項、第14条の3の2第1項（新法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）及び第15条の3第1項の規定は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。

政令への委任（附則第4条（附則第2条含む））

前二条及び附則及び第18条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

廃棄物処理業の許可に係る欠格要件の追加

欠格要件一覧

イ (法第14条第5項第2号(抜粋))

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ 「廃棄物処理法」、「浄化槽法」、「大気汚染防止法」、「騒音規制法」、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」、「水質汚濁防止法」、「悪臭防止法」、「振動規制法」、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「PCB特別措置法」若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第31条第7項を除く。)」の規定に違反し、又は「刑法」第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは「暴力行為等処罰ニ関スル法律」の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ 法第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ)又は「浄化槽法」第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であった者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。)

ホ 法第7条の4若しくは第14条の3の2又は「浄化槽法」第41条第2項の規定による許可の取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分しないことを決定する日までの間に第7条の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しない者

ヘ ホに規定する期間内に第7条期間内に第7条の2第3項に規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く)の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者

ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ロ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)

ハ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ホ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

ヘ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

都道府県等による適切な更新手続の確保

(法第7条第3項, 第8項)(法第14条第3項, 第8項)(法第14条の4第3項, 第8項)

更新の申請があった場合において、「許可の有効期間」の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

(法第7条第4項, 第9項)(法第14条第4項, 第9項)(法第14条の4第4項, 第9項)

前項において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(5) 事業者が一般廃棄物の処理を委託する場合の基準等の創設

(第6条の2第6項, 第7項)

第6条の2第6項

事業者は、一般廃棄物処理計画に従ってその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については一般廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については一般廃棄物処分業者その他の環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない

環境省令で定める者(未施行)

罰則 法第25条 5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金(併科)

第6条の2第7項

事業者は、前項の規定によりその一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

政令で定める基準(未施行)

罰則 法第26条 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(併科)

措置命令(法第19条の4)

第1項

一般廃棄物処理基準に適合しない一般廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長は、必要な限度において、処分者等に対し、期限を定めてその支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

処分者等



- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 当該処分を行った者 | |
| 2 | 第6条の2第6項(委託先)
第6条の2第7項(委託基準)
第7条第14項(再委託禁止) | <u>の規定に違反する委託により当該処分が行われたときは、当該委託をした者(事業者)を含む</u> |

命令違反(罰則) 法第25条 5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金(併科)

リサイクルの促進等の措置

資料 6

- (1) 広域的なりサイクル等の推進のための環境大臣の認定による特例(法第9条の9)
(法第15条の4の3)
【省令規定未施行】

法第9条の9第1項(法第15条の4の3第1項)

環境省令で定める廃棄物の広域的な処理を行い、又は行おうとする者(当該処理を他人に委託して行い、又は行おうとする者を含む。)は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。

当該処理の内容が、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

当該処理を行い、又は行おうとする者(その委託を受けて当該処理を行い、又は行おうとする者を含む。)が環境省令で定める基準に適合すること。

に規定する者が環境省令で定める施設を有すること。

第2項(法第15条の4の3第2項)

認定を受けようとする者は環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他環境省令で定める書類を環境大臣に提出しなければならない。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

当該認定に係る処理を行い、又は行おうとする者及び当該処理の用に供する施設

第3項(産廃、特管 準用)

環境大臣は、認定の申請に係る処理が第1項 ~ のいずれにも適合していると認めるときは第1項の認定をするものとする。

第4項(産廃、特管 準用)一廃 産廃、特管産廃読替

認定を受けた者(その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者(第2項に規定する者に限る。))を含む)は当該認定に係る一般廃棄物の収集・運搬又は処分を業として行うことができる。

第5項(産廃、特管 準用)一廃 産廃、特管産廃読替

前項に規定する者は、(認定業者)

一般廃棄物処理基準に従い、収集・運搬又は処分を行わなければならない。

帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載しなければならない。

帳簿は、環境省令で定めるところにより保存しなければならない。

自己の名義をもって、他人に一般廃棄物の収集・運搬又は処分を業として行わせてはならない。

市町村長による改善命令の対象となる。

第6項(産廃、特管 準用)

認定を受けた者は当該認定に係る処理を他人に委託する場合には、当該認定に係る処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第7項(産廃、特管 準用)

環境大臣は第1項の認定に係る処理が同項 ~ のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、認定を取り消すことができる。

第8項(産廃、特管 準用)

前各項に規定するもののほか、第1項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

第15条の4の3第3項

必要な技術的読替は、政令で定める。

(2) 同様の性状を有する廃棄物の処理施設の設置許可の合理化(第15条の2の4)

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例

産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものをその処理施設において、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その処理施設において処理する一般廃棄物の種類その他環境省令で定める事項を都道府県知事（市長）に届け出たときは、許可を受けずにその処理施設を処理する一般廃棄物処理施設として設置することができる。【省令規定未施行】

罰則一覧

(第25条第2項、第26条第2項、第32条)は平成15年7月8日施行

<p>第25条 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金又はこの併科</p> <p>(1)無許可営業 (2)無許可変更 (3)事業停止命令・措置命令違反 (4)委託先基準違反 一 廃追加 (5)名義貸しの禁止違反 (6)施設無許可設置 (7)施設無許可変更 (8)廃棄物の不法投棄</p> <p>2 不法投棄の未遂</p>	<p>第26条 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金又はこの併科</p> <p>(1)委託基準違反 一 廃追加 , 再委託禁止違反 (2)施設改善命令・使用停止命令違反, 改善命令違反 (3)施設無許可譲受け・無許可借受け (4)無確認輸出 (5)受託禁止違反 (6)無許可輸入 (7)輸入許可条件違反 (8)廃棄物の不法焼却</p> <p>2 不法焼却の未遂</p>	<p>第27条 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金</p> <p>センター職員守秘義務違反</p> <p>第28条 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金</p> <p>施設使用前検査受検義務違反</p>
<p>第29条 50万円以下の罰金</p> <p>(1)管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 (2)管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載(収集運搬) (3)管理票回付義務違反 (4)管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載(処分) (5)管理票写し保存義務違反 (6)虚偽管理票交付 (7)電子管理票虚偽報告 (8)電子管理票報告義務違反・虚偽報告</p>	<p>第30条 30万円以下の罰金</p> <p>(1)帳簿備付け・記載・保存義務違反 (2)業廃止・変更届出, 施設変更届出, 施設相続届出義務違反 (3)維持管理事項記録・備付け義務違反 (4)処理責任者等設置義務違反 (5)報告拒否, 虚偽報告 (6)立入検査拒否・妨害・忌避 (7)技術管理者設置義務違反</p>	<p>第31条 30万円以下の罰金</p> <p>廃棄物処理センター又は情報処理センターの役職員による監督規定違反</p> <p>第32条 (法人等両罰規定)</p> <p>(1)廃棄物の不法投棄・未遂 (1億円以下の罰金刑) (2)その他 (各本条の罰金刑)</p>